

# 会 議 録

## 1 会議名

平成29年度第4回上越市国民健康保険運営協議会

## 2 議事

(1) 国民健康保険広域化の概要と保険税率の設定について（公開）

(2) その他

## 3 開催日時

平成30年1月25日（木）午後2時00分から午後3時30分まで

## 4 開催場所

上越市教育プラザ 大会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

-

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（順不同、敬称略）

- ・委員：加藤 智範、市村 正美、渡邊 素世、杉澤 洋平、田中 露、馬場 勇、  
高島 文子、藤田 貴光、荻谷 賢一、押味 昭裕、橋爪 隆之、畔上 雅子
- ・事務局：八木健康福祉部長  
国保年金課 串橋課長、小林副課長、斎藤係長、小林保健師長、岡主任

## 8 議事録署名委員の指名

議長の指名により、加藤委員、杉澤委員と決する。

## 9 発言の内容（要旨）

(1)国民健康保険広域化の概要と保険税率の設定について

事務局説明（国保年金課：小林副課長）

【資料】「国民健康保険広域化の概要と保険税率の設定」により説明

（馬場会長）

先に確認しておきたい。国保の広域化は、各市町村国保の財政が厳しいので、県に財政運営を一本化するという考えから協議を進めてきたものであり、端的に言えば、これまで市民同士で国民健康保険の運営を支え合っていたものを、来年度からは県民の一人として支え合

うということと理解している。したがって国保財政については全部県に集約されて、税率も将来的には県で一本化する方向で進めていくし、法定外繰入もなくしていこうと。

そうすると、国保財政は首長の権限はなくなって、例えば新潟県下 30 市町村あるけれども、県は 30 市町村の保険給付費の総額を推計して、その額を基に事業費納付金を算定することとなる。各市町村に按分する場合に、その按分する方法で標準保険税率が議論となっているかと理解をしていた。だから県が示す標準保険税率はものすごく強制力があり、国保連携会議等で市が意見を述べていくことはものすごくハードになると思っていた。

例えば新潟県全体で事業費納付金の必要額が 100 とすると、上越市は本来 10 納めなくてはならないところ、保健事業にすごく力を入れているから 9 納付すればよいと、こんな議論まで行おうと思っていたが、要は上越市として必要な分だけ納めればよいと。それであれば、今まで私どもの運営協議会で行ってきた話し合いとそう大きな変化はないし、中身的には納付するものは納付し、交付を受けるものは受けると、こう理解したうえで議論してよいか。

（国保年金課：小林副課長）

確かに国は当初、県統一の保険税率とし、その税率を基に各市町村が保険税を収納して、県へ事業費納付金という名目で納付することを考えていた。ただ、医療費が県内市町村で非常に高低がある。相互扶助のルール中で医療費の低い市町村の人たちは高い市町村の人たちを助けるという形を国は当初描いていたが、その医療費の市町村間の差があまりにも大きく、国はその医療費水準が縮まるまでは、市町村それぞれの医療費水準によって事業費納付金を決めるという考え方に変わった。今ほど説明した当市の考え方は、従来どおり上越市の医療費を賄うにはどう保険税率を決めるかということである。例えば当初想定していたように、医療費水準を平準化して算定することになると、標準保険税率に近いような形で統一保険税率でということになるが、現時点で国は、医療費水準に格差がある場合は統一しないこととしているために、今までと変わりのない算定方法としている。

（馬場会長）

そうすると県が提示した標準保険税率は、あくまで県独自の算定数値であり、当市は必ずしもその算定数値に縛られなくてよいということか。

（国保年金課：小林副課長）

標準保険税率について縛りはない。ただし事業費納付金は年度途中で金額の変更がないことになっており、必ずその額は納めなくてははいけない。当市は、例えば平成 30 年度、当該年度分の事業費納付金を高めに試算したが、本来は県からもっと高い数値で事業費納付金の

通知が来たはずであるが、事業費納付金は翌々年度にその高い差額分がカットされるという形になる。

（馬場会長）

了解した。

（国保年金課：串橋課長）

補足させていただく。今ほど副課長が説明したとおり、平成 30 年度で決まっている額が、県が推計した事業費納付金 42 億 4,565 万円、まだ確定していないため多少の変更はあるが、この額を納めなければならないことは決定している。ただ実際に本市が計算すると、県の通知する事業費納付金 42 億円では足りなく、平成 30 年度は 43 億円の事業費納付金が必要となることが分かった。この差額というのが 30 年度分に医療機関などに支払う保険給付費の額で、額の確定時期が 31 年度になるため、30 年度に不足した分の事業費納付金は精算という形で、翌々年度（32 年度）に加算されるということである。したがって 30 年度に実際に納付するのは 42 億円であり、本市の試算した 43 億円は集め過ぎという考え方もあるかもしれない。しかし、集め過ぎなのではなく、本来的には 43 億円必要なはずであり、平成 30 年度に必要な額を集めておいて、精算される 32 年度に事業費納付金に加算される分を当該年度でストックしておきたいと考えている。

（馬場会長）

先の精算時の加算分を当該年度において持っておくというか。

（国保年金課：串橋課長）

そのとおり。

（馬場会長）

原案は県の提示する事業費納付金には毎年変動があり、それに合わせて毎年度対応するとすると保険税率が毎年上下する。県の運営方針の策定期間である 6 年間は、税率を据置くのが被保険者にとって納得しやすいのではないかとということか。

（国保年金課：串橋課長）

毎年、税率を見直す作業は必要になる。その中で税率が乱高下すると、被保険者にとって、税率が下がるときはいいが、現時点で納付金が不足することが予測されるのにそうしないことはどうかと考える。可能な限り安定した保険税の賦課額にするべく平成 30 年度の税率は 29 年度と同率で据置きとしたいと考えている。

（馬場会長）

仮に平成 30 年度は税率を据置くとして、31 年度は据置きでいけるような財政調整基金の見通しなのかどうか。

（国保年金課：小林副課長）

資料 P 3 の後段に基金の推移を載せている。平成 28 年度末の 8 億円から 29 年度は 5.5 億円保有できると考えている。本日説明した考え方では 4,000 万円繰入れる見込みとなるので毎年度同額程度の繰入額であれば、数年は税率を据置きでいけると考えている。ただし、医療費の増加があると状況が変わる可能性がないとはいえない。

（橋爪委員）

資料 P 2 の円グラフ下図で県事業費納付金の 42.5 億円を市としてどう集めるか。県の標準税率では集まらないので、据え置いて事業費納付金に備えたいという話だと思うが、県支出金 133.8 億円と保険税 31.5 億円はどこからの数字なのか。

（国保年金課：小林副課長）

県支出金と保険給付費は本来同額なのだが、県支出金の中に、市町村に事業費納付金を納めるために必要な額や保健事業等の財源が含まれている。したがって、保険給付費より県支出金が若干多い。

（橋爪委員）

県の提示した標準保険税率だと、保険税賦課額が 34 億 1,367 万円になると説明された。市の試算では標準賦課額は 36 億 7,295 万円入る説明があった。その差額分の 2 億円を減額したということか。

（国保年金課：小林副課長）

円グラフで示す歳入の保険税額は、実際に市に入る収納額や国・県から入る軽減分の増減を含めていて、円グラフが実際の数字となる。賦課額は実際に賦課する額なので軽減で入ってくる分も含めた額となっている。

（橋爪委員）

広域化になると高額療養費の多数回該当は、県単位で通算されると聞いたがどうか。

（国保年金課：小林副課長）

そのとおり。

（橋爪委員）

被保険者証はどういう取扱いになるか。

（国保年金課：小林副課長）

新潟県の保険証となり、交付者は各市町村となる。給付費は市町村が払うので、市町村の被保険者ということに変わりはない。

（橋爪委員）

被保険者番号は県で統一されるのか。

（国保年金課：小林副課長）

統一はされない。

（橋爪委員）

統一されなくて問題はないのか。

（国保年金課：小林副課長）

これまで高額療養費の多数回該当の取扱いは、他市に転出するとそれまでの回数が継続されずリセットされてしまっていたが、平成 30 年度からは県も保険者になり、被保険者情報を共有することで被保険者番号を統一しなくても、多数回該当について継続して取扱いされることになる。

（国保年金課：串橋課長）

国保が広域化になって何が変わるのだろうかという率直な思いがあることと思う。私たちも県の示す標準保険税率を参考にすると当初から言ってきたが、当初と現在では国や県も言うことが変化してきた。実際に、県の標準保険税率の算出方法は国が作ったツールに単純に数字を当てはめただけのものであり、それぞれの市町村で責任をもって税率を設定するようになっているという言い方をしている。そういう変化の中で他市町村においては税率を下げるどころ、据え置くところ、さまざまである。それは首長の考えであったり、これまでの歴史的背景であったり、法定外繰入とセットであったり、繰上げ充用を行ったり等いろんな状況の中で統一するのが難しいので、ひとまず落ち着くところに、という流れができたのだと思う。そこが当初から聞いていたこととの相違部分と考えている。ただ税率をどう設定しても、当該年度においては保険給付費を賄えなくなることはない。結局は後で困らないようすることが大切なことと考えている。

（橋爪委員）

保健税率を据え置くということは当市の被保険者数、保険給付費は県内で平均的なのか。他市において、保険税率をかなり下げるところもあると聞いているが。

（国保年金課：小林副課長）

各市町村にはさまざまな背景がある。当市は基金を毎年度入れながら保険税率を据え置い

てきた。基金がなければ本来的には税率は上がるものである。他の市町村には基金がなく、一定程度税率を上げてきたので、平成30年度は公費がいくらか入るので、その分は少し下げることが出来る市町村もあると考える。当市はこれまで基金を投入することで税率を据え置いてきた経過があるので、公費が手当されても税率を下げることは出来ないと判断した。

（国保年金課：串橋課長）

当市は県内において保険給付費は高い方だが、保険税率は低い方である。資料P3の右に一人当たりの保険給付費を載せている。増加傾向であるが健診を早めに受けて、重症化する前に早めに医療を受けてもらうことで、医療費の伸びは鈍化してきている。これは市民が健康に留意する中で下がってきているものと考えており、その結果、保険税率の据置きに繋がってきていると考えている。保険税率の据置きは安心して市民が医療機関に罹ることが出来るよう、また安定した国保運営を維持したいとの現れでもある。

（馬場会長）

資料のP1に被保険者一人当たり5,000円の財政改善効果があるとしているが、保険税率の据置きとなれば、その疑問にどう答えるか。

（国保年金課：小林副課長）

財政調整基金について、これまでは2億円、3億円と繰り入れてきたが、それが4,000万円ほどで済むことになる。その差の中に公費の効果があると考えている。

（馬場会長）

平たく言えばあまり貯金を取り崩さずに運営できることになったということか。

（国保年金課：小林副課長）

そのとおり。

（馬場会長）

改革した以上、国は少しでも改善したことをアピールしたいと考える。被保険者側は保険税を少しでも下げてほしいと期待するものである。

（国保年金課：小林副課長）

当市は、これまでなるべく保険税率が上下しないようにというスタンスで運営してきた。他の市町村によっては税率が上下してもいいという考え方の市町村もあり、公費が入るので後年度のことは考えずに当該年度は税率を下げるという市町村もある。

ただ当市はこれまで他市町村のような考え方で運営してきていないので、急に方針転換することなく、基金を有効に使い、年度ごとの税率の変動を起こさないようにしたいと考えて

いる。

（橋爪委員）

市職員が加入している共済組合も追加の 1,700 億円の公費拡充に貢献していることと思う。1,700 億円の中身は被用者保険からの財源と承知しているが、被用者保険側から見るとこれは二重負担となる。しかし、これにより、全国的に法定外繰入は、ほぼなくなるとのことなので、当市も法定外繰入をしなくて済むようにぜひ頑張ってもらいたい。

（国保年金課：小林副課長）

確かに社会保険加入の方々からの負担により、公費拡充がなされている。そこは考えながらしっかりと国保を運営していきたい。

（国保年金課：串橋課長）

県内において法定外繰入、つまり一般会計から法に定められているもの以外のお金を繰り入れている市町村もある。当市は合併後の平成 20 年度から 23 年度に 4 年間で合計 15.5 億円法定外繰入を行った。当時は合併前の国保税がまちまちであり、そのままでは保険税がかなり上がってしまう懸念があったため一番低いところに税率を合わせたため法定外繰入を行ったと承知している。それ以降は、行っていない。保険税率を据え置きながら財政調整基金も一定程度確保してきている。法定外繰入を行っても国民健康保険税を低くするべきとの考え方もあるが、市としては現時点では法定外繰入を行うことは考えていない。

議事について承認することで決する。

## (2)その他

事務局連絡（国保年金課：斎藤係長）

- ・ 次回の協議会の開催予定について  
閉会后、所用のため遅刻連絡のあった高橋委員が会場に到着。  
同委員から当市の保険税率の設定の考え方について了承する旨、発言があった。

## 1 0 問合せ先

健康福祉部国保年金課 国保係 025-526-5111（内線 1140）

E-mail : kokuho-nenkin@city.joetsu.lg.jp

## 1 1 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。